

○ 児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002
5人	812	1040

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

(注)

1. 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
2. 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

※ 入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和3年9月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、担当までご相談ください。

【対象児童について】

○ 以下のお子さんを対象児童とします。

- ・ 令和3年9月分の児童手当（本則給付）の対象となっているお子さん

※ 特例給付の支給を受けている方は支給対象者になりません。

「特例給付の支給を受けている方」とは、令和2年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童1人当たり月額一律5,000円が支給されている方）をいいます。

- ・ 平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童（高校生）で主たる生計維持者の所得が児童手当支給対象となる金額と同等未満となっているお子さん
- ・ 令和3年9月以降令和4年3月31日までに生まれた児童（新生児）で主たる生計維持者の所得が児童手当支給対象となる金額と同等未満となっているお子さん

○ 児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に別途支給することとなります。

【支給額について】

○ 支給額は、対象児童1人当たり50,000円です。